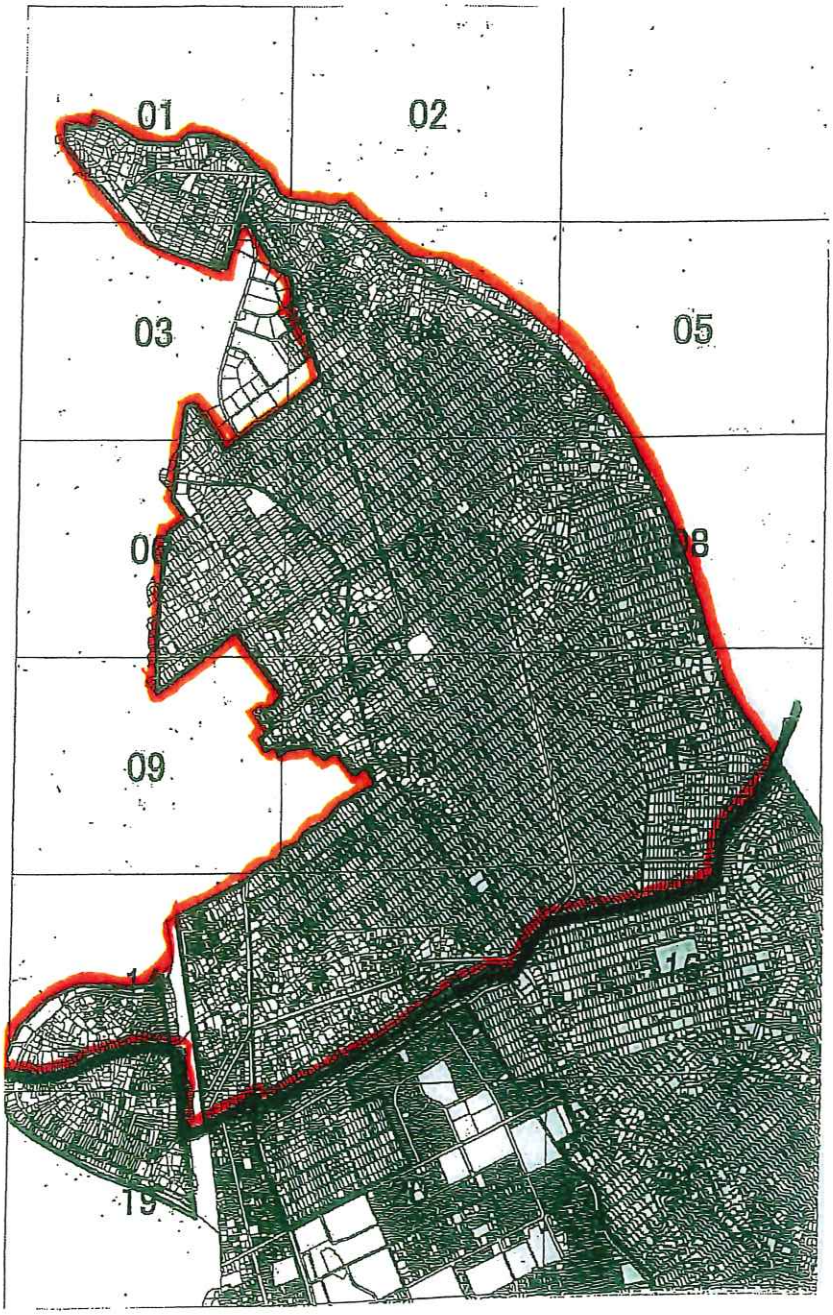
旭地区

実質化された人・農地プラン



【旭地区】

耕作者の５１％が７０歳以上で、後継者は３５％（７７名）が有、４８％（１０６名）が無、５％（１１名）が不明。

別紙１　参考様式

旭地区 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
吉川市	旭地区	令和3年9月24日	

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	514．44ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	301．69ha
③地区内における30才以上の農業者の耕作面積の合計（アンケート調査に回答した者のみ）	301．69ha
ⅰ　うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計（家族・親戚・集落営農組織・法人）	300．94ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0．75ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10．41ha
（備考）	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

・地域農業者の高齢化及び農業後継者の減少、地権者の非農家化等により、今後、農地を個人が管理することが非常に難しくなってきている。
・5畝の水田が多く、管理がしにくい。（1反単位での管理が理想。）
・地権者が市外・県外に散在していることや、現物支給による委託が多いため、農地集積・集約がまとまりにくい。
・農地の又貸しが見られる。
・全体的には受託者による耕作となるが、市民農園周辺（上内川地区）は個人耕作が多い。しかし、10年後は個人耕作がいなくなる可能性がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・上内川地区、下内川地区、南広島地区については、面積の大部分を耕作している中心経営体である農業法人4経営体が中心となり、農地の出し手の確認及び農地の配分・再配分について、継続的な話し合いを行うと共に、中間管理機構を活用した農地の集積・集約化に努める。
・川藤地区については、中心経営体である認定農業者3経営体が中心となり、必要に応じて地域の会合等を開き、農地の配分・再配分について継続的な話し合いを行う。
・その他の地区については、中心経営体以外の農業者が数多く存在していることから、今後10年間の動きを見ながら中心経営体への移行を踏まえつつ、農地の集積・集約化について検討する。
・行政は、農地の集積・集約化を図る際に、必要に応じ、受託者と地権者との調整等の支援を行う。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者（氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲	24.96 ha	水稲	28.35 ha	上内川、下内川、川藤、南広島
認農法	B	水稲	2.76 ha	水稲	2.76 ha	八子新田、鍋小路、川藤、南広島、拾壱軒
認農法	C	水稲	10.32 ha	水稲	10.32 ha	上内川、下内川、八子新田、鍋小路、川藤
認農法	D	水稲	10.00 ha	水稲	11.06 ha	下内川、八子新田、川藤、南広島
認農	E	水稲	1.91 ha	水稲	2.23 ha	八子新田、鍋小路、川藤
認農	F	水稲	5.16 ha	水稲	6.88 ha	上内川、下内川、八子新田、川藤、南広島
認農	G	水稲 施設野菜 露地野菜	2.00 ha	水稲 施設野菜 露地野菜	2.60 ha	鍋小路、南広島、拾壱軒
認農	H	水稲 露地野菜	0.05 ha	水稲 露地野菜	0.08 ha	下内川、八子新田、川藤
認農	I	水稲 露地野菜	1.84 ha	水稲 露地野菜	4.57 ha	上内川、南広島
認農	J	水稲 露地野菜	1.70 ha	水稲 露地野菜	1.85 ha	川藤
認農	K	水稲 露地野菜	1.09 ha	水稲 露地野菜	1.17 ha	川藤
認農	L	水稲 露地野菜	1.47 ha	水稲 露地野菜	1.75 ha	上内川、拾壱軒
認農	M	水稲 露地野菜	2.19 ha	水稲 露地野菜	2.19 ha	川藤
認農	N	施設花き	0.20 ha	施設花き	0.25 ha	川藤
計	14人		65.65 ha		76.06 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4　３の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

【補助事業等の活用方針】
　基本は、中心経営体による農地交換により集約・集積を進めていく。その際、地権者との調整等が難航した場合は、吉川市農政課及び農業委員会が間に入り、支援を行う。
　なお、補助事業（機構営農地耕作条件改善事業を想定）や将来、農地中間管理事業を旭地区に実施する場合は、以下の箇所を候補地とする。
候補地①：南広島地区の一部
候補地②：上内川地区・下内川地区・南広島地区の一部
※ 候補地①②は優先順位を示すものではない。

【新規・特産化作物の取組】
　遊休農地対策の一環として、下内川地区において、パパイヤの生産に取り組んでいる。